

議案第28号

逗子市国民健康保険条例の一部改正について

逗子市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月20日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

逗子市国民健康保険条例(昭和34年逗子市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る」を削り、同条第1号ア中「(一般被保険者に係るものに限る。)」を削り、同号イ中「法附則第22条」を「法附則第7条」に改め、「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「法附則第22条」を「法附則第7条」に改め、同号ウ中「(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)」を削る。

第9条の前の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」

を削り、「一般被保険者に」を「被保険者に」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第10条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第12条の見出し及び同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号及び第3号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第12条の2の前の見出しを削る。

第12条の2から第12条の4までを次のように改める。

第12条の2から第12条の4まで 削除

第12条の4の2を削る。

第12条の5中「又は第12条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第12条の2の基礎賦課額の合算額をいう。第15条及び第16条の2において同じ。））」を削る。

第12条の5の2の見出し及び同条本文（各号列記以外の部分に限る。）中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「法附則第22条」を「法附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第12条の5の3の前の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に」を「被保険者に」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第12条の5の4中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第12条の5の5の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項各号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第12条の5の6から第12条の5の9までを次のように改める。

第12条の5の6から第12条の5の9まで 削除

第12条の5の10中「又は第12条の5の6」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条の2において同じ。））」を削る。

第12条の6第2号ア中「法附則第22条」を「法附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条第1項中「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」、「第12条の2」及び「若しくは第12条の5の6」を削り、「又は減少」を「若しくは減少」に改め、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を加え、「若しくは第12条の4」及び「若しくは特例対象被保険者等ではなくなった」を削り、同条第2項中「第12条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第12条の5の6」及び「若しくは第12条の4」を削る。

第16条の2第1項中「又は第12条の2」を削り、同条第3項中「又は第12条の2」及び「又は第12条の5の6」を削り、同条第4項中「又は第12条の2」を削る。

第16条の4第1項中「又は第12条の4」を削り、「第12条第2項」を「同条第2項」に改め、同条第3項中「又は第12条の4」、「又は第12条の5の8」及び「第12条第2項」とあるのは「第12条の5の5第2項」とを削り、同条第4項第1号中「又は第12条の4」を削り、同条第6項中「又は第12条の4」、「又は第12条の5の8」及び「第12条第2項」とあるのは「第12条の5の5第2項」とを削る。

第16条の5第1項中「又は第12条の2」を削り、同条第3項中「又は第12条の2」及び「又は第12条の5の6」を削り、同条第4項及び第5項中「又は第12条の2」を削り、同条第7項中「又は第12条の2」及び「又は第12条の5の6」を削り、同条第8項中「又は第12条の2」を削る。

第21条の2第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第6章の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正

する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、退職者医療制度が廃止されること等について、改正の要あるため提案する。